

議題 2 学校給食費の徴収状況について

1) 現年度分徴収状況

年 度	調定額	収入済額	未納額	件数	徴収率
平成 2 3 年度	210,682,427	203,694,861	6,987,566	285	96.68%
平成 2 2 年度	239,023,476	236,708,870	2,314,606	143	99.00%
平成 2 1 年度	238,960,531	236,241,279	2,719,252	61	98.86%
平成 2 0 年度	212,890,615	210,983,915	1,906,700	87	99.10%

★平成 2 3 年度については、1 月までの実績。

※平成 2 3 年度の未納額の中には、準要保護世帯や非常勤職員の分も含まれている。未納の件数については、1 月分までの実数を記載。

★長引く不況の影響を受けて、徴収率は年々下降傾向にある。

2) 過年度分徴収状況

年 度	調定額	徴収額	不能欠損	未納額	徴収率	備 考
2 3 年度	7,530,491	734,519	0	6,795,972	9.75%	
2 2 年度	6,763,757	785,487	537,120	5,441,150	11.6%	決算額
2 1 年度	5,090,740	767,080	266,255	4,057,405	15.07%	決算額
2 0 年度	4,113,855	755,705	174,110	3,184,040	18.37%	決算額

★平成 2 2 年度分 不能欠損の概要

・対象年度

平成 1 7 年度	1 件	20,375 円	分納誓約書あり
平成 1 8 年度	1 件	52,360 円	分納誓約書あり
平成 1 9 年度	5 件	117,855 円	分納誓約書あり
平成 2 0 年度	2 8 件	346,530 円	時効成立
合 計	3 5 件	537,120 円	

・対象者 3 5 件

- ・給食費の時効成立は 2 年のため、不能欠損の対象年度は平成 2 0 年度となるが、過去に分納誓約書の提出を受け時効停止となっている者がいるため、対象が平成 1 7 年度まで遡及している。
- ・過年度分については、不況の影響や低所得者の増加に、また学校給食に対する意識の低下などから、未納の人数及び金額が年々増加している。

議題3 学校給食費の徴収強化について

学校給食費は例年 99%程度の徴収率となっており、殆どの保護者が給食費を納付しているが、一部の保護者にとっては長期に渡り給食費の納付がない状況にあるため、以下により徴収強化に努めている。

給食費の徴収の流れ(平成 22 年度実績)

区 分	内 容	実施時期	特記事項
現年度	給食費未納のお知らせ	年 1 0 回	学校を通じ配布
過年度	催告書	6 月	郵送
	電話相談及び訪問徴収	随時実施	
	支払督促	8 月	郵送
	最終通告書	2 月	配達記録郵便
	法的措置(支払督促の申出)	3 月	4 件

《学校との連携》

- ・ 毎月の未納状況を学校長に通知している。
- ・ 未納のお知らせを毎月配布(子供を通して保護者に通知)
- ・ 長期に渡る滞納者については、学校からも P T A や三者面談、家庭訪問等の際に、給食費の徴収についての働きかけをしていただいている。

《要・準要保護》

- ・ 生活に困窮(母子家庭等で経済的に困窮)している家庭にあつては、学校、福祉担当部署、学校教育課と連携し、要・準要保護制度についての説明を行っている。

《文書・電話・訪問による催告》

- ・ 過年度の未納者に対しては、催告書(年 1 回)、支払督促書(年 1 回)及び最終通告書(年 1 回)の送付を行っており、電話催告及び訪問徴収も随時行っている。

《子ども手当からの充当》

- ・ 子ども手当支給世帯については、保護者の同意を得て、子ども手当から給食費の滞納分に充当するため、現在、事務を進めている。

H23 年度分(児童家庭課と調整後)

対象：34 名 15 世帯 対象金額：779,642 円(H20~22 年度)

※ 実際の対象者

66 名 48 世帯 金額：3,516,537 円(H19~22 年度)

【支払督促制度】

長期に渡る滞納者で支払の意思をみせない者に対しては、滞納者(債務者)の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し出を実施している。(民事訴訟法)

支払督促制度では裁判所の書記官から債務者に対し、支払督促が発布され、債務者からの異議申し立てがない場合は、給料等の強制執行(財産の差し押え)が可能となる。(鎌ヶ谷市、山武市及び八街市で実施)

支払督促の申出について

区 分	内 容
件 名	学校給食費請求事件
申立場所	千葉地方裁判所佐倉支部佐倉簡易裁判所他 ※債務者の住所地の簡易裁判所
申立対象者	※給食費の滞納が11ヶ月以上あり、文書催告、最後通知、分納誓約書の提出及び電話・訪問徴収等に一切応じない者。 ※過年度分が対象となる。
申出の件数	・申出件数 4件 (355,610円)
申出内容	学校給食法第11条第2項及び白井市学校給食共同調理場管理規則第8条第1項により学校給食費を請求する。
申 出 日	平成23年3月25日

※ 対象者は、各児童生徒の保護者となります。

平成20年度 7件申出

- ・一部納付があり分納誓約書の提出を受けたため7件とも取下げ

平成21年度 4件申出

- ・一部納付があり分納誓約書の提出を受けたため4件とも取下げ

平成22年度 4件申出

【支払督促制度】平成22年度実施分

番号	対象者	滞納額	現在の状況
1	池小3、4、5年	134,090	支払督促 自己破産手続き中のため、自己破産手続きが完了次第、督促を取り下げる予定
2	七中2、3年	67,980	支払督促 完納 卒業生
3	大中2、3年	87,020	支払督促 分納誓約書の提出あり。 分納中(H24 1/31 現在 35,000円納付済み) 卒業生
4	二小6年 白中1年	66,520	支払督促 平成22年6月から生活保護となっているため、そもそも支払督促を行うべきではなかった者で、督促を取り下げる予定。
計		355,610	